

## 第 1 章 いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」）第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### 2 いじめ防止にむけた方針

- (1) 子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

#### 学校として

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。

#### 保護者として

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 子どもがいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③ いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

#### 子どもとして

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 第2章 いじめ防止等のために大鳥小学校が実施する施策

### 1 「大鳥小学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、児童指導委員より構成される「大鳥小学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。必要に応じて外部専門家と連携を図る。

### 2 いじめ防止対策委員会の取組

#### (1) 未然防止に関すること

##### ①学校風土づくり

- ア 新年度職員研修において、学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- イ 「あいさつ、へんじ、スーピタ」（右ピタ、グーペタピン）を常に指導する。
- ウ 学校のやくそく（登下校、持ち物など）を守るよう常に指導する。
- エ 朝会での約束（話す人が前に立ったら、静かになる）を学年、学級でも守るよう常に指導する。
- オ B S Fをはじめとする縦のつながりを、年間を通して生かし、宿泊学習や音楽会などに向かう学年にエールや応援メッセージをおくる活動を推進する。
- カ 低学年から実行委員を立ち上げ、子ども同士で約束を決めて守ったり、めあてを決めてがんばったりするよう指導する。

##### ②授業改善

- ア 校内重点研究を通して、各教科における言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力の育成に努める。
- イ 子どもとともに学習計画を立て、子ども自身が学習や活動の見通しをもてるようにする。
- ウ 子どもが身近に作品に触れられるように、また、前時までの学習を想起できるように、学習環境を整える。
- エ 計画的な発問や指示、板書をし、子どもに分かりやすい授業展開に努める。

##### ③適切な人間関係の確立

- ア 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

##### ④自己有用感の醸成

- ア 高学年における委員会・クラブ活動、学年における実行委員、学級における授業や係・当番活動などのあらゆる教育活動で努力の方向を示し、授業や朝会等においてその成果を積極的に称える。

#### (2) 早期発見に関すること

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃からの子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見の視点から、次のような具体的な取組をする。

- ① 日々、子どもをよく観察し、気になる子ども、言葉や態度については、すぐに指導するとともに、内容によっては学年に相談し、チームで取り組むようにする。
- ② 毎週、学年研において、気になる子ども、言葉や態度について報告し、内容によっては児童支援専任に相談し、チームで取り組むようにする。
- ③ 毎月、職員会議において、気になる子ども、言葉や態度について報告し、内容によっては、いじめ防止対策委員会を開き、チームで取り組むようにする。
- ④ 年間3回のいじめアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンを含む）を実施し、実態の把握、早期発見に努める。
- ⑤ 保護者・地域、学援隊、はまっ子ふれあいスクールなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ⑥ 子ども及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制として、管理職、児童支援専任、養護教諭などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを周知し、その活用を促すようにする。

### (3) 早期対応、適切な対応、措置に関すること

- ① いじめが疑われる情報が入った時には一人で対処せず、早急に、学年、児童支援専任、管理職に相談し、チームで対応する。いじめ防止対策委員会をひらき、事案の解決に向けて、方針、目標、手順、役割を決める。
- ② 被害者からよく話を聞き、気持ちを受け止めるとともに、できるだけ詳細な事実を把握する。被害者救済を第一とし、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを知らせてきた子どもがいる場合には、その子どもの安全を確保する。
- ③ 目撃者からよく話を聞き、被害者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- ⑤ 加害者からよく話を聞き、被害者と目撃者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- ⑥ 事案によっては、学校カウンセラーとともに解決に向けて取り組む。
- ⑦ いじめの事実を把握した際には、学校は、教育委員会に報告、相談をする。
- ⑧ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校で適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- ⑨ 被害者と加害者の保護者とともに、事案の解決に向けて、子どもの健全育成のためにできることを一緒に考える会をもつ。
- ⑩ 全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援する。
- ⑪ 事案によっては、保護者・地域にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。
- ⑫ 教職員がいじめに係る事案に適切に対応できるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した、いじめの防止等に関する校内研修を4月、7月に実施する。
- ⑬ 児童支援専任、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等は、その専門性を高める教育委員会主催の研修等に積極的に参加する。
- ⑭ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、子どもや保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
- ⑮ いじめの問題など学校が抱える課題については、学校運営協議会等と連携を図り、地域ぐるみで解決や再発防止に努める。

### 第3章 重大事態への対処

#### 1 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- 子どもが自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。ただし、日数だけでなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、子どもや保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

#### 2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 3 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

#### 4 子ども・保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

### 第4章 その他

- 1 必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。